

綾の森を世界遺産にする会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は 綾の森を世界遺産にする会 と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を綾町に置く。

(目的)

第3条 この団体は「綾の照葉樹林」の保護、そして世界遺産に登録するための、啓蒙活動を実施することとする。

(活動)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の活動を行う。

環境の保全を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活動

国際協力の活動

子どもの健全育成を図る活動

上記 ~ の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「綾の照葉樹林」を世界遺産登録に推薦するための署名運動
- (2) 「綾の照葉樹林」の知識・文化を広めるための啓蒙事業
- (3) 「綾の照葉樹林」の知識・文化を広めるための出版事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の4種とし正会員をもって組織する。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 学生会員 この団体の目的に賛同して入会した学生の個人又は団体。
- (3) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (4) 名誉会員 この団体に功労があった者又は、学識経験者で総会において推薦されたものを置くことができる。

(入会)

第7条 正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

2 役員会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3 会長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 定められた期間内に会費を納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において役員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この団体の規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を毀損し、又はこの団体の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この団体に、次の役員を置く。

(1) 役員 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 役員のうち、1人を会長、1人ないし2人を副会長とする。

(選任)

第14条 役員及び監事は、総会において正会員(団体にあつてはその代表者)のうちから選任する。

2 会長及び副会長は、役員会において、役員の間選により定める。

- 3 総会が召集されるまでの間において、補欠または増員のため役員または監事を緊急に選任する必要がある時は、第1項の規定にかかわらず、役員会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該役員会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、役員又はこの団体の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 会長は、この団体を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が役員会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、規約の定め及び役員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること。
 - (5) 役員の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の召集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において役員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するととも

に、解任の議決を行う役員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第19条 この団体に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、役員会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。
- 5 第18条第1項の規定は、顧問について準用する。

第4章 総会

(種別及び構成)

第20条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、この団体の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度終了後の日から3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が召集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 3 総会を召集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第25条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(構成)

第29条 役員会は、役員をもって構成する。

2 監事は役員会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第30条 役員会は、この規定に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) その他、運営に関する事項

(開催)

第31条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第32条 役員会は、会長が召集する。

- 2 会長は前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 役員会を召集するには、役員に対し、役員会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に召集の必要がある時は、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第33条 役員会の議長は、原則として会長があたる。但し、会長が指名した場合は、その者があたる。

(定足数)

第34条 役員会は、役員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第35条 役員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した役員の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 役員会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席役員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
 - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

- 第36条 やむを得ない理由のために役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決することができる。
- 2 前項の規定により表決権を行使した役員は、第34条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員の現在数
- (3) 役員会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録については、議長のほか出席した役員のうちからその役員会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 会計

(会計の原則)

- 第38条 この団体の会計は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

- 第39条 この団体の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

- 第40条 この団体の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、役員会の議決を経て行うことができる。この場合において会長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

- 第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

- 2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算など)

- 第42条 この団体の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を経て、役員会の議決を得なければならない。

(余剰金の処分)

- 第43条 この団体の決算において、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第44条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

- 第45条 この規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数に

よる議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第47条 この団体の事務を処理するため、この団体に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が役員会の議決を経て別に定める。

第9章 雑則

第48条 この規約の施行についての必要な事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年度通常総会終了の日までとする。
- 3 この団体の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第40条第1項にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この団体の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この団体の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費 2,000円